

## 平成18年度地球環境市民大学校研修業務中国・四国ブロック「環境保全協働コーディネーター養成講座」の実施に係る企画の募集について

独立行政法人環境再生保全機構では、環境保全活動を行っている民間団体（NGO、NPO）の人材育成を図ることを目的に平成18年度地球環境市民大学校研修業務中国・四国ブロック「環境保全協働コーディネーター養成講座」を実施します。

については、本講座業務を請け負う業者を選定するため、企画を公募します。本件業務の請負を希望する者は、以下の募集要領に基づき、平成19年1月9日（火）までに企画書等を提出してください。

平成18年12月18日  
独立行政法人環境再生保全機構  
地球環境基金部地球環境基金課

## 平成18年度地球環境市民大学校研修業務中国・四国ブロック「環境保全協働コーディネーター養成講座」の実施に係る企画募集要領

### 1 目的

環境NGO活動を効果的に推進していくためには、各主体間のパートナーシップの形成と組織運営のためのマネジメント力が不可欠である。

行政、市民、企業、団体などがコミュニケーションをとり、相互にパートナーであることを理解・認識を深め、環境保全への取組みを促進させ、また高度な知識や技術を有する意欲的な人材の確保や育成などが必要なことから、外部組織との協働コーディネータ力、並びにスタッフの組織マネジメント力の向上に資する一連の講座を実施することで、効率的な組織力のアップに結びつけるものである。

本講座では、前編として環境NGOのスタッフ等を対象とした協働の社会的役割や地域の問題解決の対応、環境保全への取組みを促進させる協働コーディネーターのミッションなどの活動を進めて行くための手法を学ぶ講座を開催する。また、後編として平成19年度に組織のマネジメント力向上のための講座を開催する。

### 2 予算

本件業務に係る予算は、150万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。なお、受講者の参加料は別途とし、経費に算定しない。

### 3 仕様書

仕様書については本企画募集要領と併せて、環境再生保全機構掲示板及びHPに掲載していますので、本企画募集に参加される者は仕様書に基づいた企画書等を「4」のとおり提出してください。

### 4 提出書類、提出期限、提出場所等

本企画募集に参加される者は、以下のとおり企画書等を提出してください。

#### (1) 資料提出

平成18年度地球環境市民大学校研修業務中国・四国ブロック「環境保全協働コーディネーター養成講座」に係る企画書等の提出（別添様式）に以下の書類を各6部提出して下さい。資料は、(3)提出場所へ持参するか郵送で提出して下さい。なお、郵送の場合も提出期限内に提出場所へ必着とします。

平成18年度地球環境市民大学校研修業務中国・四国ブロック「環境保全協働コーディネーター養成講座」に係る企画書（様式自由）  
見積書

平成18年度地球環境市民大学校研修業務中国・四国ブロック「環境保全協働コーディネーター養成講座」に係る業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税を含む）を記載した経費明細書  
提出者の概要（定款等）がわかる資料

#### (2) 提出期限

平成19年1月9日（火）までの次の時間帯とします。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前10：00から12：00まで

午後 1：00から 5：00まで

#### (3) 提出場所

独立行政法人環境再生保全機構

地球環境基金部地球環境基金課 担当：日野

（所在地）〒212 - 8554 川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎 8 F

（電話）044 - 520 - 9505

（FAX）044 - 520 - 2190

#### (4) 提出に当たっての注意事項

提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

応募者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合

は全て無効とする。  
虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。  
企画書の提出者の要求される資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。  
企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

## 6 企画書の提出者に要求される資格

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人又はこれに準ずる非営利法人（(2)に該当するものを除く。）
- (2) 特定非営利活動推進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人
- (3) (1)及び(2)の他、非営利団体で環境保全活動に豊富な経験を有する団体

## 7 問合わせ先，資料配布場所

独立行政法人環境再生保全機構

地球環境基金部地球環境基金課 担当：日野

（所在地）〒212 - 8554 川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎 8 F

（電話）044 - 520 - 9505

（FAX）044 - 520 - 2190

## 8 審査の実施

- (1) 審査は、『「環境保全協働コーディネーター養成講座」の企画審査について』（別紙1）及び『「環境保全協働コーディネーター養成講座」に係る企画書審査基準及び採点表』（別紙2）に基づき、提出された企画書等について行い、事業の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した一者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

## 9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨
- (2) 企画書等提出物に、記載事項の不備があった者は失格とします。
- (3) 採用、不採択については個別に連絡いたします。

(別添様式)  
平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構  
地球環境基金部長 佐々木 修 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

平成18年度地球環境市民大学校研修業務中国・四国ブロック「環境保全協働コーディネーター養成講座」に係る企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- 1 平成18年度地球環境市民大学校研修業務中国・四国ブロック「環境保全協働コーディネーター養成講座」に係る企画書
- 2 団体の概要（別添1のとおり）
- 3 見積書
- 4 定款等

(担当者) 氏名： TEL/FAX： E-mail：
-------------------------------------

## 団体の概要

(ふりがな) 団 体 名			代表者役職名： 代表者氏名：	
主たる事務所の所在地	〒  TEL：			
団体設立年月	年 月			
組 織	組織の構成	会員等と有する場合は、その内容・人数		
		個人会員 名 / 年会費 千円 法人会員 名 / " 千円 常勤の役員数 人 (内有給 人) 非常勤の役員数 人 (内有給 人) 常勤の職員数 人 (内有給 人) 非常勤の職員数 人 (内有給 人)		
主な業務内容		設備などの 状況		
環境保全活動 実績  過去に実施した環境保全活動実績及び地球環境基金事業(助成金、講座等)に類する実績 なお、報告書、チラシがあれば添付				
財政状況	区 分	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			

「環境保全協働コーディネーター養成講座」の企画審査について

1 企画審査委員会の設置

- (1) 地球環境基金部内に企画審査委員会を設置する。  
 (2) 企画審査委員会は、提出された企画書等の内容について審査を行う。

構成（充て職）

委員長	地球環境基金部長
委員	地球環境基金課長
	地球環境基金課評価係長
	地球環境基金課係員
	企画振興課長
	企画振興課長代理

2 企画書等の審査

- (1) 「平成 18 年度地球環境市民大学校研修業務中国・四国ブロック「環境保全協働コーディネーター養成講座」に係る企画書等審査基準及び採点表」(別紙 2) に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】

・優（十分満足できる）	……………	10 点
・良（満足できる）	……………	5 点
・可（満足できるレベルよりやや劣る）	……………	3 点
・不可（満足できない）	……………	0 点

- (2) (1) の採点結果を整理し、各委員の総合計を合算した総得点の高い点数を得た者を契約候補とする。ただし、各委員の合計を合算した採点合計の平均点が 130 点の 1 / 2 に満たない場合は、契約候補者に該当しない。

- (3) 総得点が同点の場合は、次の基準で契約候補を選定する。

「優」の数が多い者を契約候補者とする。

「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。

「良」の数が同数の場合は、「可」の数が多い者を契約候補者とする。

「可」の数が同数の場合は、委員長を除く委員の投票により選定する。

3 企画審査結果の報告

企画審査委員会は、審査結果を業務担当理事へ報告する。

「環境保全協働コーディネーター養成講座」に係る企画書等審査基準及び採点表

応募者： \_\_\_\_\_

委員名 \_\_\_\_\_

項目	審査項目	評点	採点	備考		
1	企画内容	全体企画の妥当性	10点	点		
	本業務の範囲の妥当性	地球環境基金の理解度	10点	点		
		業務分析に関する提案の内容	10点	点		
	資料内容（内容のインパクト・分かりやすさ・構成等）	10点	点			
	着眼点の妥当性	10点	点			
	業務実施体制の妥当性	実施体制（役割分担、配置の的確性）	10点	点		
	連続講座としての構成が適正か	10点	点			
	集客方法	10点	点			
	その他提案内容で特筆すべきもの	10点	点			
2	事業者の実績	過去3年間において振興事業（講座等研修に係るものに限る）に類する業務を実施又は請け負った実績	実績の有無	10点	点	
		主な業務内容に関連する業務がある	10点	点		
		財務状況から見た場合、実施可能か	10点	点		
3	企画実現のための必要な経費内訳	提案内容に対する価格の妥当性	10点	点		
		経費の積算内訳の妥当性	10点	点		
4	その他特記すべき事項	特記事項がある場合、本件への影響度により評価	10点	点		
		合計	130点	点		
		加算点	点	点		
		総合計	点	点		

注）合計得点（最大 130 点）に項目 1 「その他提案内容で特筆すべきもの」及び項目 4 について、該当がある場合は、得点を加算し、総合計とする。

平成18年度地球環境市民大学校研修業務中国・四国ブロック「環境保全  
協働コーディネーター養成講座」に係る企画書作成のための仕様書

1 目的

環境NGO活動を効果的に推進していくためには、各主体間のパートナーシップの形成と組織運営のためのマネジメント力が不可欠である。

行政、市民、企業、団体などがコミュニケーションをとり、相互にパートナーであることを理解・認識を深め、環境保全への取り組みを促進させ、また高度な知識や技術を有する意欲的な人材の確保や育成などが必要なことから、外部組織との協働コーディネータ力、並びにスタッフの組織マネジメント力の向上に資する一連の講座を実施することで、効率的な組織力のアップに結びつけるものである。

本講座では、前編として環境NGOのスタッフ等を対象とした協働の社会的役割や地域の問題解決の対応、環境保全への取り組みを促進させる協働コーディネーターのミッションなどの活動を進めて行くための手法を学ぶ講座を開催する。また、後編として平成19年度に組織のマネジメント力向上のための講座を開催する。

2 業務内容

講座内容は、

- ( ) NGO・NPOとは、市民参加と協働型社会
- ( ) ファシリテーション手法や外部とのコミュニケーションの手法の取得
- ( ) 協働の事例と協働コーディネーターの役割
- ( ) コミュニティーの事例からネットワークとパートナーシップの構築
- ( ) 協働コーディネーターの実践手法、協働活動の評価
- ( )( ) から ( ) の他に協働コーディネーター養成に必要な内容

上記( ) から ( ) までの要素を含み、協働コーディネータ力の強化を図る場の提供にふさわしいものとする。

平成18年度地球環境市民大学校研修業務中国・四国ブロック「環境保全協働コーディネーター養成講座」について、以下の項目に係る業務を行う。

なお、一連の講座としているため、「環境NGOのための組織マネジメント講座」の構成を企画内容として示すこと。

(1) 開催場所、開催日時、定員等

開催場所：愛媛県内

開催日時：平成19年3月中の土曜、日曜及び祝日、2日程度

定員：30名

参加料：2,000円程度



(2) 企画内容

講座のサブタイトル

プログラム

会場の手配

講師・発表者等の手配

チラシの作成（表面、裏面、デザインを除く）

チラシの発送及び広報 PR

業務の実施体制

スケジュール

参加者アンケートの内容、実施方法

報告書の作成（講座概要及びアンケート結果分析）

(3) 業務に係る運営・管理

(4) 見積書

平成18年度地球環境市民大学校研修業務中国・四国ブロック「環境保全協働コーディネーター養成講座」に係る業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税を含む）を記載した経費明細書。

なお、受講者の参加料は別途とし、積算に算定しない。

3 期間

契約締結日から平成19年3月30日までとする。

4 報告書等の提出期限等

(1) 期限：平成19年3月30日とする。

(2) 提出書類等：報告書（講座実施概要、事後アンケート集計・分析を記載）  
2部

5 留意事項

(1) 本業務に必要な物品の調達に当たっては、「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、あらゆる分野の環境負荷の低減に努めていく必要があるため、可能な限り、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこと。

印刷に関しては、下記の仕様によること。

表紙、背表紙、本文

古紙配合率70%以上

非塗工印刷用紙は、白色度70%以下

塗工印刷用紙は、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下

再生利用しにくい加工が施されていないこと。

(2) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたと

き、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、独立行政法人  
環境再生保全機構地球環境基金部地球環境基金課担当者と速やかに協  
議し、その指示に従う。